2019年度
第3回業務委員会
資料№5-1

事　務　連　絡

令和元年８月１日

ガス小売事業者　各位

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部
ガス市場整備室

ガス事業法等の解釈及び運用通達における「一の団地」の基本的な考え方について

１．通達中の記載内容（抜粋）

「第１章　総則」関係

（１）法第２条第１項（小売供給）関係

②「一の団地」について

「一の団地」とは、道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１項第１号の町又は字とし、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。以下この②において同じ。）とする。

【以下略】

２．道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあって、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールについて

（１）「街区に類する区画」を区画するメルクマールについての考え方

ガス事業法第２条第１項に規定する「一の団地」は、一定規模以上の道路や河川、鉄道等の恒久的な施設等により、客観的に一区画をなしていると認められる土地の範囲内にあるガスの供給地点を一体的に規制対象とするためのものである。

上記を踏まえると、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールを明確にしておくことは、ガス小売事業者として規制対象となるべき者が、「街区に類する区画」を恣意的に区画することにより規制から逃れることを防ぐ上で重要である。

（２）現行のメルクマール

現在、道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域における「街区に類する区画」を区画するメルクマールは、幅員おおむね４メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等（以下「道路等」という。）とされている。

これは、「街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）」第１「住居表示の実施基準」の３（１）及び７（２）を踏まえた運用であり、同基準によれば、街区の規模の標準は面積 3,000～5,000 ㎡が適当とされている。

（３）メルクマールとして新たに追加すべきもの

法制定時から現在までの市街地化の進展、狭隘化・密集化といった需要地の立地環境の変化の中で、上述した道路等のメルクマールのみでは「街区に類する区画」が著しく広範囲に及んでしまうケースが存在しており、以下をメルクマールとして追加することで、より適切な範囲を「街区に類する区画」として区画することができると考えられる。

＜メルクマールに新たに追加すべきもの＞

「田畑」「山林」「都市公園」「他の建築物の用に供されている敷地」

（４）今後の運用について

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合において、住居表示を実施していない地域については、道路等に加え、田畑、山林、都市公園及び他の建築物の用に供されている敷地といったメルクマールにより「街区に類する区画」を区画し、「一の団地」として取り扱うこととする。

以上

（参考）街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）（抜粋）

第１　住居表示の実施基準

３　街区割り

(1)　街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとすること。

(2)　街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとすること。参考までに住居地域における標準を示せば、面積 3,000 平方メートル～5,000 平方メートル、戸数 30 戸程度が適当であること。

７　団地における住居表示の特例

地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。

(1)　町名

団地のみの地域の町名には、○○団地又は○○団地○丁目という呼称を用いてもさしつかえないこと。

(2)　街区割り

イ　街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、原則として、幅員おおむね 4 メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)によつて画された区域をもつて一街区とすること。

ロ・ハ　（略）

経済産業省

2019年度
第3回業務委員会
資料№5-2

「一の団地」の判断事例

令和元年８月
資源エネルギー庁
ガス市場整備室

一の団地の判断基準について

（ガス事業法）

第二条　この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあつては、**一の団地**内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。）をいう。

（旧通達解釈）

●「簡易ガス事業関係のガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」
（参考）「ガス事業法令集改訂8版」P913

1　法第2条第3項の規定にする「一の団地」について
（1）　「一の団地」とは、客観的に一区画をなしていると認められる土地の区域をいう。
（2）　「一の団地」を区画するメルクマールは**道路、河川、鉄道、田畑、山林等（以下「道路等」という。）とする**ものとする。
この場合において、「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第3条に規定する道路で、あって、その車道（道路構造令（昭和33年政令第244号）第2条第4項に規定する車道をいう。）の幅員が6．5メートル以上のものをいい、「河川」とは河川法（昭和39年法律第67号）第4条、第5条及び第100条に規定する一級河川、二級河川及び準用河川をいうものとする。
（以下略）

（現通達解釈）

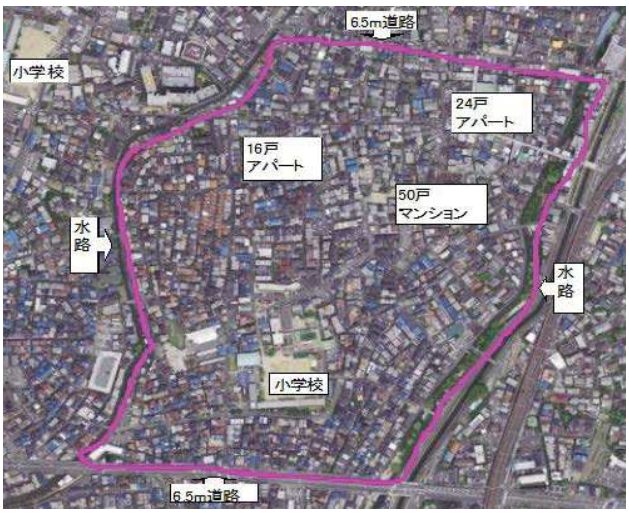
●「ガス事業法、ガス事業法施行令、ガス事業法施行規則等の解釈及び運用について」　（参考）「ガス事業法令集改訂9版」P1001

1　「第１章 総則」関係
（１）法第２条第１項（小売供給）関係
①　略
②「一の団地」について
「一の団地」とは、**道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合にあっては、住居表示に関する法律（昭和３７年法律第１１９号）第２条第１項第１号の町又は字**とし、**道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合にあっては、同号に規定する街区（住居表示を実施していない地域にあってはこれに類する区画。**以下この②において同じ。）とする。
（以下略）

（参考）旧通達と現通達との比較

- 現行の通達上では、右図のとおり原則として「町」（赤線）又は「街区」（青線）を一の団地として扱うこととなっている。

【旧基準による一の団地】



【現基準による一の団地】



面積：約37万㎡
判断基準を形式的に当てはめたものであり、**地域住民の社会集団意識を適切に反映していない**（道路等の範囲に、「水路」「堀」「丘」「崖」「他の建築物の用に供されている敷地」「都市公園」を認めることで対応）。**個別案件における総合的な判断を可能としていたため、事業者の予見可能性の確保や運用統一という観点から不適切**。

①～⑤各町の面積：約8万㎡～約14万㎡
各区域を一の単位とする集団意識が既に形成されており、地域住民の社会集団意識が反映されている。
既存の「町又は字」や「街区」を一の団地とみなすため、事業者の予見可能性の確保及び運用統一といった客観性が担保された。
しかし、住居表示を実施していない地域においては、旧通達同様、メルクマールによる判断が必要。

「街区に類する区画」を区画するメルクマール

●街区方式による住居表示を実施している地域（住居表示）
→「○○市（区）　××■丁目　**▲▲番●●号**」

●街区方式による住居表示を実施していない地域（地番）
→「○○市（区）　××町（字□□）　**▲▲▲▲番地●●**」

道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給する場合で、街区方式による住居表示を実施していない地域における一の団地は、「街区に類する区画」となる。**この「街区に類する区画」を区画するメルクマールについては、**「街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）」第１「住居表示の実施基準」の３（１）及び７（２）イを踏まえ、**幅員おおむね４メートル以上の道路（一般交通の用に供する道路）、河川（一級河川、二級河川及び準用河川）、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等**とする運用をとっている。**一方で「その他恒久的な施設等」については、具体的に想定される施設等の蓄積はなく、運用実績がないのが現状であり、道路・河川・水路・鉄道又は軌道の線路のみをメルクマールとして運用してきた経緯がある（日本コミュニティーガス協会へ確認済み）**。
また、「住居表示制度の解説（自治省振興課 （編））」（Ｐ46-47）において以下の記載がある。
１ 街区割り
（１）**街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路などの恒久的な施設によって画する。**（以下略）
（２）私道によって画する場合においては、その私道は、簡単に変更されないようなものを採用することが必要である。（以下略）
（３）**（１）及び（２）により街区を画そうとした場合において、その街区の規模が著しく広くなって住居表示の単位として適当でないときは、その街区内の恒久的な施設を利用して画することも考えなければならない。**（以下略）
上記によれば、街区は原則、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路によって区画することとし、**街区規模が著しく広範囲となる場合に、当該街区内の「その他恒久的な施設等」により画する運用**となっている。

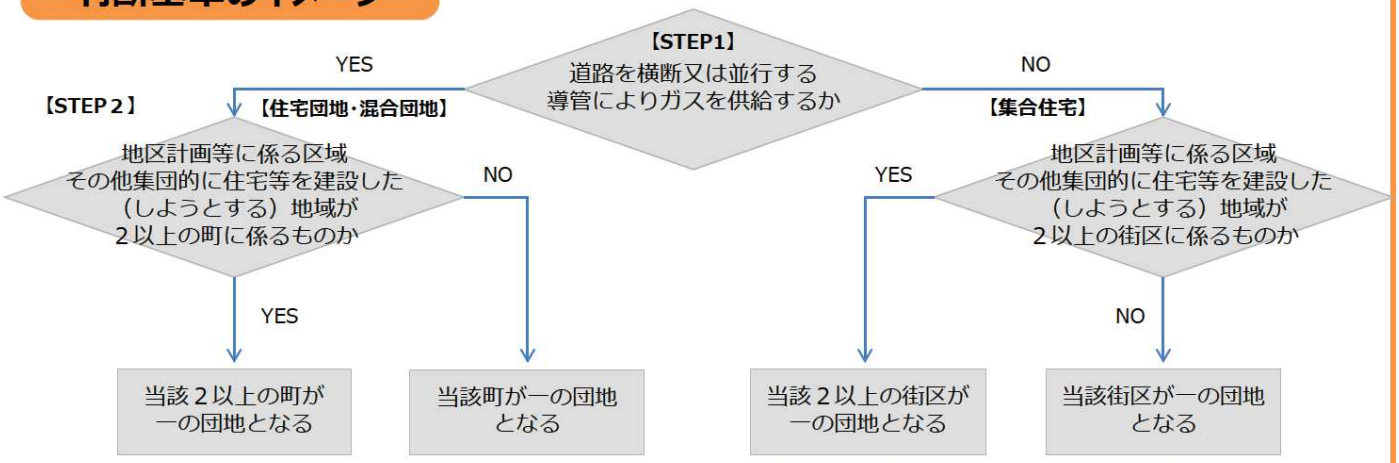
⇒　令和元年８月１日付け事務連絡は、まさに上記（３）の街区（街区に類する区画）規模が著しく広範囲となってしまうことの問題解消を目的としたものであり、これまで「その他恒久的な施設等」による運用実績がなかったことも踏まえて、「田畑」、「山林」、「都市公園」、「他の建築物の用に供されている敷地」の４つをメルクマールとして新たに明示的に認める主旨である。

（参考）街区方式による住居表示の実施基準（昭和３８年自治省告示第１１７号）（抜粋）
第１ 住居表示の実施基準
３ 街区割り
(1) 街区は、道路、河川、水路、鉄道又は軌道の線路その他恒久的な施設等によつて定めるものとすること。
(2) 街区の規模は、道路網の疎密の度合及び当該地域における家屋の密度の状況を勘案して定めるものとすること。参考までに住居地域における標準を示せば、面積3,000平方メートル～5,000平方メートル、戸数30戸程度が適当であること。

７ 団地における住居表示の特例
地方公共団体、日本住宅公団、会社等がある一定の区域をもつた一団の土地に集団的に住宅を建設し、又はしようとする地域(以下「団地」という。)における町名、街区割り、住居番号のつけ方及び住居表示のしかたについては、下記のとおりとすること。
(1) 町名
団地のみの地域の町名には、○○団地又は○○団地○丁目という呼称を用いてもさしつかえないこと。
(2) 街区割り
イ 街区割りについては、団地設計の特殊性を考慮して、原則として、幅員おおむね4メートル以上の道路(一般交通の用に供する道路)によつて画された区域をもつて一街区とすること。
ロ・ハ （略）

一の団地の判断基準について

判断基準のイメージ



（注1）住居表示未実施地区については、町⇒字、街区⇒これに類する区域と読み替えること。
（注2）本図はあくまでもイメージであるため、実際の運用に当たっては解釈運用通達原文を確認すること。

※「地区計画」（都市計画法第１２条の４第１項第１号）とは、良好な市街地の形成等を目的として、一定のまとまりを持った地区を対象に建物の用途、高さ、色などの制限を強化・緩和するもの。市町村が作成するに当たり、地域住民による案の提案が認められ、地域住民の意見聴取等のプロセスを経て作成される。
※地区計画の他、都市計画に定められる「一団地の住宅施設（都市計画法第１１条第１項第８号）」、市街地再開発事業が計画される区域等を想定。

●「道路を横断又は並行しない導管」
→　マンションなどのビル単位で供給され、**建物敷地内で完結する導管**。いわゆる**『集合住宅』へ供給する場合の導管**を指す。
●「道路を横断又は並行する導管」
→　**道路下に埋設され、道路を横断又は並行する導管**。いわゆる**『住宅団地・混合団地』へ供給する場合の導管**を指す。

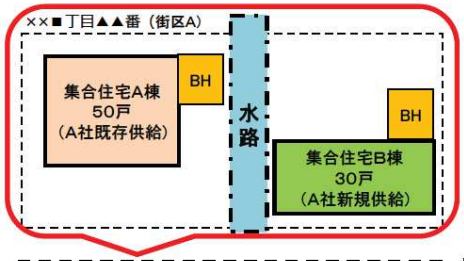
※１「道路を横断又は並行する導管」は、**街区を跨ぐとは限らない**。同一街区内の道路を横断又は並行している場合も、「道路を横断又は並行する導管」となり、一の団地は「町又は字」となる。

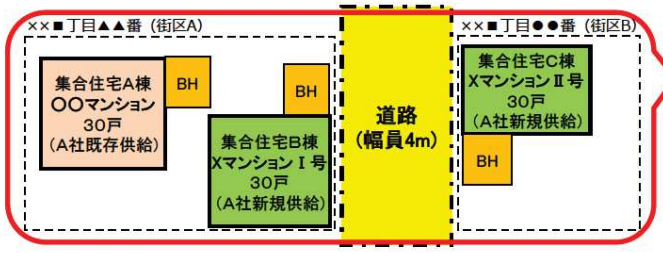
※２上記判断基準は、**新築され又は譲り受けて、平成29年４月1日以降にガスを供給することが決定した場合に適用**される。**ただし、当該一の団地内において、旧通達基準により既にガス事業法の適用を受けているものについては、除いて考える（供給地点数としてカウントしない）**。

「一の団地」の判断事例①（『街区』を一の団地として考えるケース）

・「既存供給」・・・平成29年3月31日以前にガスを供給し又はガスを供給することを決定していたもので、**ガス事業法の適用を受けていないもの**とする。
・「新規供給」・・・新築され又は譲り受けて、平成29年４月1日以降にガスを供給することが決定したものとする。
・【事例２】において、下記③の地域に該当するかの判断基準としての“現在の土地（建物）の所有者が同一主体であるかどうか”や“同一ブランドを冠するかどうか”は、**十分条件だが、必要十分条件ではない**（現在の所有者が異なる場合でも、一連の計画のもとに同時期・同目的で建設された可能性やブランド名をあえて変えている可能性等も少なからず考えられる）ため、事業者へ総合的な判断を求めることが望ましい。

【事例1】同一街区内の集合住宅へ新規供給するケース【事例2】異なる街区だが、隣接する街区における同一ブランドの集合住宅へ新規供給するケース





同一ブランドであるB棟・C棟への新規供給に伴い、『街区A』及び『街区B』の2つの街区を一の団地とする総供給地点数は、90戸となる。
よって、A棟・B棟・C棟は全てガス事業法が**適用**される。

B棟への新規供給に伴い、『街区A』を一の団地とする総供給地点数は、80戸となる。
よって、A棟・B棟共にガス事業法が**適用**される。
※　A棟とB棟の間に敷地を完全に分断する水路等があったとしても、「街区A」が一の団地となる。

以下の①～③の地域については、別々の町若しくは字又は街区であっても、当該地域が隣接している場合は、2以上の町若しくは字又は街区をまとめて「一の団地」とする運用となっている。

①都市計画法第4条第9項に規定する「地区計画等（同法第12条の4第１号（地区計画）及び第5号（集落地域整備法（昭和六十二年法律第六十三号）第五条第一項の規定による集落地区計画）に限る）」に係る地区
※当該地区計画等において、地区を複数に区分する場合は、区分された各地区

②都市計画法第11条第1項第8号に規定する一団地の住宅施設

③ある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建設し、又はしようとする地域

左記③の地域の判断基準としては、以下の全ての要件を満たしていることが想定される（『国土利用計画法に基づく土地取引の規制に関する措置等の運用指針』における「一団の土地」の定義を参考にしている）。

（1）（当該地域の）土地の権利所有者が同一主体である（あった）こと
（2）（当該地域の）土地が、相互に連接するひとまとまりの土地として物理的な一体性を有すること（隣接）
（3）（当該地域の）土地売買等の契約が一連の計画のもとに、その時期、目的等について相互に密接な関連をもって締結されたものであること。

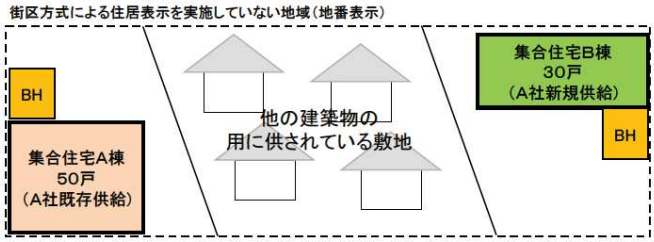
左記③の地域に該当するかの簡易的な判断方法として、**土地に建設されたマンション名等から、一連の需要群であることが明確である場合や同一ブランドを冠するかが一つの指針となり得る（一連の需要群や同一ブランドであれば、時期・目的等について相互に密接な関連を持っており、当該地域の土地の権利者も同一主体である（あった）可能性が高い）**。

（例）「第Ⅰ期分譲／開発」・「第Ⅱ期分譲／開発」
「〇〇マンションA（Ⅰ号）」・「〇〇マンションB（Ⅱ号）」
「ライオンズマンション〇〇」・「ライオンズマンション▲▲」

「一の団地」の判断事例②（『街区に類する区画』を一の団地として考えるケース）

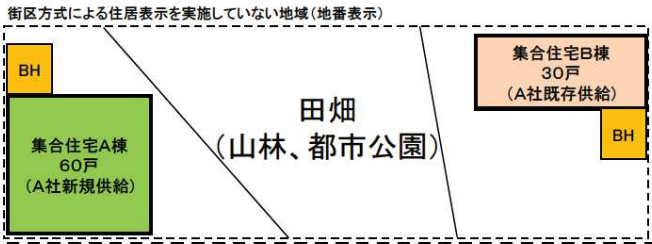
・【事例１～３】は、「道路を横断又は並行しない導管」による供給形態である『集合住宅』を想定しており、メルクマールによって「街区に類する区画」に区画可能であれば、それぞれの「街区に類する区画」が「一の団地」となるケース。
・【事例４】は、「道路を横断又は並行する導管」による供給形態である『住宅団地・混合団地』を想定しており、メルクマールによって「街区に類する区画」に区画できたとしても、「街区に類する区画」ではなく「町又は字」が「一の団地」となるケース。

【事例1】民家等の敷地により分断されているケース（集合住宅）



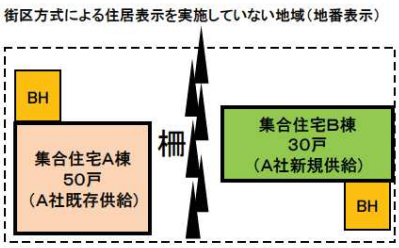
B棟への新規供給を開始する場合、B棟の建つ敷地とA棟の建つ敷地は、他の建築物の用に供されている敷地によりにより完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され（A棟とB棟は別々の「一の団地」）、それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の適用外となる。

【事例2】田畑により分断されているケース（集合住宅）



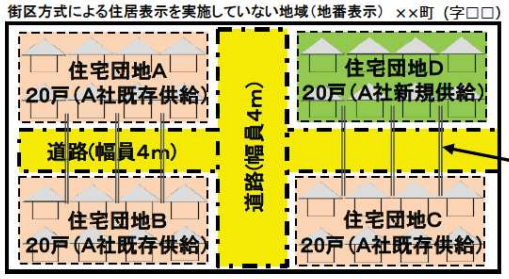
A棟への新規供給を開始する場合、A棟の建つ敷地とB棟の建つ敷地は、田畑により完全に分断されているため、A棟とB棟は別々の「街区に類する区画」に区画され（A棟とB棟は別々の「一の団地」）、それぞれ70戸に満たないため、A棟・B棟共にガス事業法の適用外となる。

【事例3】柵・塀・フェンス等で分断されているケース（集合住宅）



柵・塀・フェンス等は、その他恒久的な施設等とはいえず、A棟とB棟は同じ「街区に類する区画」に区画される（A棟とB棟は同じ「一の団地」）。よって、B棟への新規供給に伴い、総供給地点数は合算した80戸となる。よって、A棟・B棟共にガス事業法が適用される。

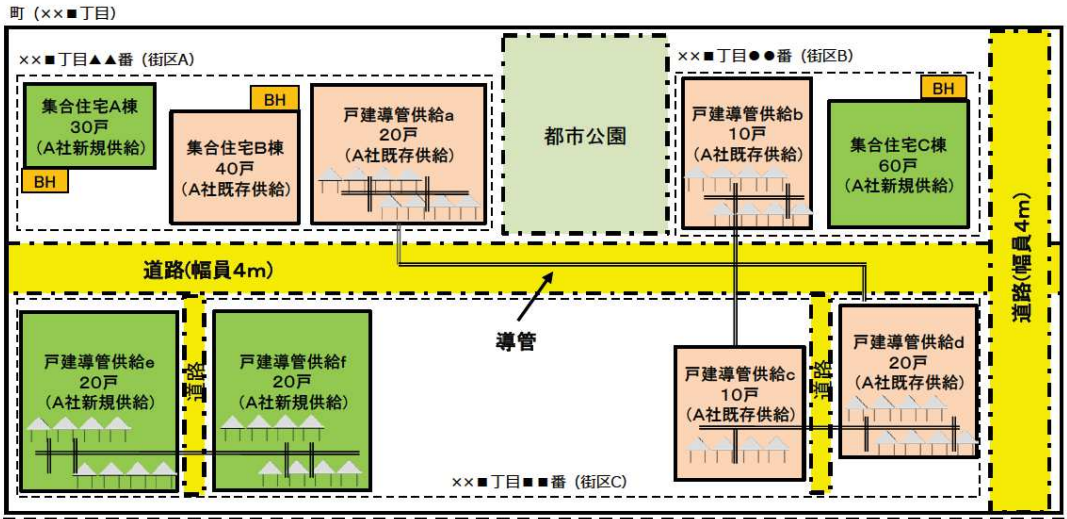
【事例4】道路を横断又は並行する導管で供給されているケース（住宅団地）



上記4つの住宅団地は、道路（4m）によって、それぞれ異なる「街区に類する区画」に区画できる。しかし、道路を横断又は並行する導管によって供給が行われているため、この場合の「一の団地」は、「街区に類する区画」ではなく、「町又は字」となり、供給地点数は合算した80戸となる。よって、住宅団地A～Dは全てガス事業法が適用される（次ページ「判断事例③」を参照）。

「一の団地」の判断事例③（『町又は字』を一の団地として考えるケース）

・「道路を横断又は並行する導管」により住宅団地へ供給しているものを「戸建導管供給」と表記している。
・**導管形態によって、一の団地の定義が異なると同時に、供給地点数のカウントも分けて考えることに注意。**



（道路を横断又は並行しない導管）
●「街区A」を一の団地とみるケース
⇒ A社が集合住宅A棟に新規供給を開始する場合、集合住宅A棟に係る一の団地は、「街区A」となる。上記の場合、同一街区内に戸建導管供給aの20戸が存在するが、**導管形態が異なるため合算しない**。一方で、既存供給を行っている集合住宅B棟の40戸については、導管形態が同じであり、「街区A」を一の団地として考えるため、合算する。よって、「街区A」を一の団地とするA社の総供給地点数は70戸となり、集合住宅A棟及び集合住宅B棟共にガス事業法が適用される。

●「街区B」を一の団地とみるケース
⇒ A社が集合住宅C棟に新規供給を開始する場合、集合住宅C棟に係る一の団地は、「街区B」となる。上記の場合、同一街区内に戸建導管供給bの10戸が存在するが、**導管形態が異なるため合算しない**。よって、「街区B」を一の団地とするA社の総供給地点数は60戸となり、集合住宅C棟はガス事業法の適用外となる。

（道路を横断又は並行する導管）
●「町（××■丁目）」を一の団地とみるケース
⇒ A社が戸建導管供給e及びfに新規供給を開始する場合、当該戸建導管供給に係る一の団地は、「町（××■丁目）」となる。上記の場合、導管形態が異なる「道路を横断又は並行しない導管」によって供給されている集合住宅の供給地点数については、合算しない。よって、「町（××■丁目）」を一の団地とするA社の総供給地点数は、同一町内の同じ導管形態である「道路を横断又は並行する導管」により供給されている戸建導管供給a～fを全て合算した100戸となり、戸建導管供給a～fは全てガス事業法が適用される。
※ 上記ケースで、戸建導管供給a～dが旧通達基準により、既にガス事業法の適用を受けている場合は、「町（××■丁目）」を一の団地とするA社の総供給地点数は、戸建導管供給e及びfの40戸となり、戸建導管供給e及びf共にガス事業法の適用外となる（P4※2を参照）。

2019年度
第3回業務委員会
資料No.5-3

「一の団地」とは

2019年9月2日

（一社）日本コミュニティーガス協会

ガス事業法における「一の団地」

- 改正ガス事業法（平成29年4月1日」施行）
 - 第2条（定義）

この法律において「小売供給」とは、一般の需要に応じ導管によりガスを供給すること（政令で定める簡易なガス発生設備（以下「特定ガス発生設備」という。）においてガスを発生させ、導管によりこれを供給するものにあっては、一の団地内におけるガスの供給地点の数が七十以上のものに限る。）をいう。

「一の団地」の区画は、どのように決めるのか!!!

「一の団地」の判断基準について①

- 2017年4月より「一の団地」の判断基準が見直されました。

（ガス事業法・ガス事業法施行令・ガス事業法施行規則等の解釈運用について
平成17年3月4日資庁第10号、平成29年3月31日資庁第18号による改正）

この改正により、

- 導管によるガスの供給が、次の2種類に区分されました。

A. 道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合
⇒ 戸建ての住宅団地型及び混合団地をイメージ

B. 道路を横断又は並行していない導管によりガスを供給する場合
⇒ 集合住宅をイメージ

この2種類は、全く異なるものとして扱うこととされています。
⇒ 同一地域内にあっても合算されません。

「一の団地」の判断基準について②

- 導管の種類により、「一の団地」の範囲は以下のとおり決定されます。

A. 道路を横断又は並行している導管によりガスを供給する場合

⇒ 町 または 字

B. 道路を横断又は並行していない導管によりガスを供給する場合

① 街区方式による住居表示が実施されている地域

⇒ 街区

② 街区方式による住居表示が実施されていない地域

⇒ 街区に類する区画

2019年8月1日ガス市場整備室発の「事務連絡」により、
「街区に類する区画」を形成するメルクマールが追加されました。

街区方式による住居表示が実施されている地域

- 街区方式による住居表示が実施されている地域では、住所は一般的には次のとおり表示されます。

〇〇市(区)〇〇町××丁目◎◎番▲▲号
または
〇〇市(区)〇〇××丁目◎◎番▲▲号

この場合、〇〇町××丁目
または〇〇××丁目が「町　又は　字」、
◎◎番が「街区」です。

街区方式による住居表示が実施されていない地域

- 街区方式による住居表示が実施されていない地域では、住所は一般的には次のとおり表示されます。

〇〇市〇〇(町)△△△番地(の◆)
または
〇〇市(区)〇〇(町)字××△△△番地(の◆)

この場合、〇〇(町)<「字」が非表示の場合が多い！
土地台帳等で確認すること>
または〇〇(町)(小)字××が「町又は字」ですが、
「街区」は区画されていません。

このとき「街区に類する区画」を形成するものがメルクマールです。

街区に類する区画を決定するメルクマール

＜2017年4月以降の「新規のもの」に適用＞

【メルクマール(ドイツ語)＝目印、判断基準、評価指標】

- **2017年改正通達** ⇒ 「住居表示に関する法律」並びに「街区方式による住居表示の実施基準」に準拠
 - ① **道路（幅員おおむね4m以上）（一般交通の用に供する）**
 - ② **鉄道もしくは軌道の線路その他の恒久的な施設**
 - ③ **河川、水路等**

- 2019年ガス市場整備室発「**事務連絡**」

＜その他恒久的な施設の具体例＞

- ① **田畑**
- ② **山林**
- ③ **都市公園**
- ④ **他の建築物の用に供されている敷地**

- *上記以外のものにより、**客観的に需要地が明確に分断されていると判断される場合**は、最寄りの経済産業局等に相談すること*

住居表示の実際（千葉県八千代市の例）①



住居表示の実際（千葉県八千代市の例）②

- 八千代中央駅の周囲に「ゆりのき台１」「ゆりのき台２」「ゆりのき台３」「ゆりのき台４」の表示があります。これらは、「ゆりのき台〇丁目」のことであり、それぞれが住居表示が実施されている地域の**「町」**です。この場合「ゆりのき台〇丁目」が、道路を横断又は並行する導管によりガスを供給する場合の「一の団地」となります。

- その周辺には、「大和田新田」「萱田町」「萱田」の表示があります。これらは住居表示が実施されていない地域の「町」ですが、さらに「字」に細分されています。「大和田新田」には25、「萱田町」には21、「萱田」には34の「字」があるそうです。この場合、それぞれの「字」が道路を横断又は並行する導管によりガスを供給する場合の「一の団地」となります。

住居表示の実際（千葉県八千代市の例）③

- YAHOO地図で千葉県八千代市ゆりのき台を検索すると次のように表示されます。ゆりのき台には1丁目から8丁目まであることが分かります。これらがそれぞれ「町」です。

千葉県八千代市ゆりのき台[地図]
1丁目[地図]　2丁目[地図]　3丁目[地図]　4丁目[地図]
5丁目[地図]　6丁目[地図]　7丁目[地図]　8丁目[地図]

- 更に1丁目をクリックすると次のように表示されます。1～39まで番号が当てられています。これらが「街区」です。

千葉県八千代市ゆりのき台1丁目[地図]
1[地図]2[地図]34[地図]5[地図]6[地図]7[地図]
8[地図]910[地図]11[地図]12[地図]13[地図]
14[地図]15[地図]16[地図]17[地図]18[地図]
19[地図]20[地図]21,22[地図]23[地図]24[地図]25[地図]26[地図]
27、28[地図]29、30、31[地図]32、35、37、38、39

住居表示の実際（千葉県八千代市の例）④



住居表示の実際（千葉県八千代市の例）⑤

- 一方、YAHOO地図で千葉県八千代市萱田を検索すると次のように表示されます。地番が表示されますが、「字」は表示されません。また街区の設定はありません。

千葉県八千代市萱田[地図]

20[地図] 22 25[地図] 365 373 393 394 396 399 401 404 407 408 409[地図] 410[地図] 415 420[地図] 421[地図] 427 430[地図] 431 432 433[地図] 438[地図] 439[地図]

～ 中略 ～

2239[地図] 2241[地図] 2242[地図] 2243[地図] 2245 2246 2247[地図] 2249 2250 2252[地図] 2255[地図] 2256[地図] 2257[地図] 2260[地図] 2261[地図] 2263[地図] 2264[地図] 2272[地図] 2277 2281[地図] 2282[地図] 2283[地図] 2284[地図] 2285 2286 2288[地図] 2292[地図] 2869[地図]

住居表示の実際（千葉県八千代市の例）⑥



住居表示の実際（千葉県八千代市の例）⑦

- このような住居表示が実施されていない地域に、複数の小規模導管供給（道路を横断又は並行する導管によりガスを供給）による供給先を持ち、「町」内の供給地点の合計が70戸以上の場合には、「町」内の「字」の有無を確認し、同一「字」内に70戸以上の小規模導管供給が存在する場合には、ガス事業法に基づき供給地点群の登録が必要となります。

- また、近接した複数の集合住宅（道路を横断又は並行しない導管によりガスを供給）があり、その合計の供給地点数が70以上の場合には、それぞれの間に需要地を客観的に分断するメルクマールの有無を確認し、分断されない集合住宅の合計供給地点数が70以上の場合には、やはり供給地点群の登録が必要となります。

集団的需要①
「地域等」について

「地域等」とは以下の場合をいう

- 都市計画法に定める「地区計画」または「集落地区計画」にかかる地区
- 都市計画法に定める「一団地の住宅施設」
- 地方公共団体、会社等がある一定の区画をもった一団の土地に集団的に住宅等を建築し、又は建築する地域

「地域等」が隣接する2以上の町若しくは字又は街区に係る

↓

「当該2以上の町若しくは字又は街区」が「一の団地」

集団的需要②
一連の需要群であることが明確である場合①

- 特段地区計画等が設定されていない場合においても一連の需要群であることが明確である場合や同一のブランドを冠する場合には、一つの集団的な需要であり、「一の団地」とされます。
- 【例】　「第Ⅰ期分譲」／「第Ⅱ期分譲」、
「第Ⅰ期開発」／「第Ⅱ期開発」
「○○マンションA」／「○○マンションB」、
「△△マンションⅠ」／「△△マンションⅡ」
「ライオンズマンション◎◎」／「ライオンズマンション●●」

集団的需要③
一連の需要群であることが明確である場合②

- 一連の需要群であることが明確である物件（主に集合住宅）が、隣接した街区の双方に存在する場合には、その物件の属する街区を併せて「一の団地」と考えます。
- この場合、「隣接した街区」とは、接点が存在するか否かで判断されますので、いわゆる「斜向かい」の街区も隣接していることになります。
- 具体的な事例で判断が難しい場合は、最寄りの経済産業局にご相談ください。

まとめ

「　一　の　団　地　」　の　範　囲		
ガスを供給する導管の種類	街区方式による住居表示が実施されている地域	街区方式による住居表示が実施されていない地域
道路を横断又は並行している導管（≒埋設導管）	町　又は　字 ○○町××丁目、○○××丁目	町　又は　字 ○○町（字××）、○○字××
道路を横断又は並行していない導管（≒非埋設導管）	街区 （××丁目）◎◎番	街区に類する区画*1
用語の説明 ①　一の団地 ガス事業法等の解釈運用通達により区画された区域。この「一の団地」内に、定められた導管による供給地点が、７０以上あればガス事業法が適用される。 ②　導管 １の供給設備から２以上の取引用メーターにガスを供給する管。	*1　街区に類する区画を形成するメルクマール ＜客観的に需要地が明確に分断されていると判断される＞ ①　幅員おおむね４m以上の一般のように供する道路 ②　河川（一級河川、二級河川及び準用河川 ③　水路 ④　鉄道又は軌道の線路その他の恒久的な施設等 ⑤　田畑 ⑥　山林 ⑦　都市公園 ⑧　他の建築物の用に供されている敷地	
（注意） １．埋設導管による供給地点と、非埋設導管による供給地点は合算しない。 ２．戸別供給（＝液石法適用）はガス事業法の対象外。同一「一の団地」内にあっても、合算しない。 ３．集団的需要の有無について、「導管供給先リスト」等を作成し、確認すること。		

お　ま　け

以下の表を作成し、管理することをお薦めします

2019/8/31　現在

1の供給設備より2以上の取引用メーターに供給している住宅群リスト

（道路を横断又は並行している導管による供給）

XX株式会社
〇〇支店

No.	名称	オーナー	所在地	地区計画の有無	供給方法	供給地点数	適用法令
1	鶴？集中	和泉×太	〇〇市△△▲丁目□□—●	×	埋設	40	液石
2	松？集中	佐藤×郎	〇〇市△△✖丁目◎◎—▲	×	埋設	50	液石
3	亀？団地	松田×治	〇〇市◆◆□丁目△△—■	〇	埋設	245	ガス事
4	梅？団地	田中××介	〇〇市◆◆■丁目●●—◇	×	埋設	120	ガス事

2019/8/31　現在

1の供給設備より2以上の取引用メーターに供給している住宅群リスト

（道路を横断又は並行しない導管による供給）

XX株式会社
〇〇支店

No.	名称	オーナー	所在地	地区計画の有無	供給方法	供給地点数	適用法令
1	鈴木（大家）2世帯	鈴木×ー	〇〇市▲▲□丁目◇◇—■	×	非埋設	2	ガス事
2	竹？集合	鈴木×ー	〇〇市▲▲□丁目◇◇—◎	×	非埋設	69	ガス事
3	ライオンズマンション椿Ⅱ	後藤×兵衛	〇〇市△△□丁目◆◆—●	×	非埋設	50	ガス事（隣接）
4	ライオンズマンション椿Ⅰ	後藤×兵衛	〇〇市△△□丁目◇◇—◎	×	非埋設	50	ガス事（隣接）
5	コートさくら	山田太×	〇〇市◇◇●丁目◆◆—△	×	非埋設	80	液石
6							
7							